

特定非営利活動法人 日本健康太極拳協会三重県支部規約 (楊名時八段錦太極拳友好会)

第1章 総 則

(名 称)

第1条 本会は特定非営利活動法人 日本健康太極拳協会三重県支部（以下支部という）という。

(目 的)

第2条 健康友好平和を願う楊名時八段錦太極拳を研鑽して心身の健康を求めると共に和をもって会員、教室の親睦をはかり、かつ地域社会に貢献することを目的とする。

(事 業)

第3条 支部は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

1. 理論と実技の研修
2. 会員の親睦
3. 会報の発行および会員名簿の作成・管理
4. その他必要と認めた事業

(会 員)

第4条 八段錦太極拳を愛好する者で第2条の目的に賛同し、別に定められた会費を納入した者を支部会員とする。

第2章 役 員

(役 員)

第5条 本会に次の役員を置く。

1. 支部長 1名
2. 副支部長 若干名
3. 理 事 12名以上
(支部の円滑な運営をはかるため地域の片寄りなく選出)
4. 監 事 2名

(役員の選任)

第6条 1. 支部長は総会出席者の過半数の信任を得て選任される。
(支部長候補者は総会における立候補者および被推薦者とする。)
2. 副支部長、理事ならびに監事は支部長が指名し、総会出席者の過半数の信任を得て選任される。
3. 役員の任期は2年とする。但し特別な理由のない限り、連続して2期(4年)を超えない範囲での再任を妨げない。支部長並びに副支部長の再任については、連続して3期(6年)を超えない範囲での再任を妨げない。
4. 支部長以外の役員に任期満了前に次員が生じた場合、支部長が指名し、新役員の任期は前任者の残任期間とする。
5. 理事と監事は相互に兼務することはできない。

(役員の職務)

第7条 役員の職務は次のとおりとする。

1. 支部長
 - ①本会の統括業務。
 - ②特定非営利活動法人 日本健康太極拳協会本部との連絡調整。
 - ③本部主催行事へ支部代表者としての参加。
2. 副支部長
 - ①支部長職務の補佐および代行をする。
3. 理 事
 - ①支部長 副支部長を補佐し、会の円滑な運営にあたる。
 - ②支部長は理事に下記会務の担当を任命する。
 - (1) 会 計：会計業務全般、予算の立案、執行、決算報告書作成。
 - (2) 用 度：用具類の購入、作成、保管など。
 - (3) 企画調整：対外交渉、研修会、親睦会などの年間事業の企画 実行。
 - (4) 事 務 局：連絡、記録、名簿の作成。
 - (5) 広 報：会報の発行、広報活動。
4. 監 事
 - ①会計の監査
 - ②役員会に出席し、会の運営を監査する。

(顧 問)

第8条 1. 本会は支部長が必要と認める時は支部長の諮問機関として顧問を置くことができる。
2. 顧問は役員会の推薦を経て支部長が委嘱する。
3. 顧問の任期は2年とし、再任を妨げない。
4. 顧問は役員会に出席することができる。

第3章 機 構

第9条 本会に次の機構を置く。

1. 総会
2. 役員会

(総 会)

第10条 1. 総会は本会の意思決定機関として、その開催は次のとおりとする。

- ①定例総会を毎年1回 4月に開催する。
2. 総会は会員の過半数（委任状を含む）をもって成立し、議事の議決は多数決による。

(役員会)

第11条 1. 役員会は支部長、副支部長および理事をもって組織する。
2. 役員会は役員の過半数の出席により成立し、その議決は多数決による。
3. 役員会は総会の招集を決める。
4. 役員会の協議事項は常に全会員に周知するようとする。
5. 役員会は教室の改廃等、支部の状況を把握しなければならない。
6. 役員会は会計年度毎に決算報告書ならびに予算書を作成し、定例総会に提出して承認を求めるものとする。
7. 支部長は役員会の中に事務局長を置き、会議のとりまとめと連絡調整にあたらせる。

第12条 事務局長は総会ならびに役員会の決議 議事の要旨を記録する。

第4章 会 計

(経費および会計年度)

第13条 本会の経費は会費ならびにその他の収入をもって充てる。
本会の会計年度は毎年4月1日から翌年の3月31日までとする。

下記の経費は優先的に支給する。

1. 事業に関する経費。
2. 本部行事出席のための経費。
支部長または副支部長が本部主催の総会および指導者会に支部代表として出席する場合はその費用の全額。
3. 役員会などへの出席のための経費。
役員が役員会などに出席するための交通費の実費。
4. その他支部長が必要と認める経費。

(会 費)

第14条 1. 会員は会費として年間1,000円を年度の5月末までに納入するものとする。
2. 抬出された会費は返却しないことを原則とする。

(会計報告の監査)

第15条 会計報告は監事の監査を受けるものとする。

第5章 そ の 他

第16条 本規約に定めのない事項ならびに会務の執行とその取り扱いについては、役員会で総て立案し、支部長の承認を得て実施する。

第17条 本規約は2008年4月20日定期総会の決定と同時に発効する。

細 则

第1条 この規約は総会の決議がなければ変更することはできない。

第2条 本会は次の帳簿を備え付け、役員がこれを管理する。

1. 会員名簿
2. 役員名簿
3. 会務記録
4. 金銭出納帳

付則1 2009年4月19日一部規約変更施行する。(第6条3を変更)

付則2 本規約は2017年4月16日の総会において変更、同時に発効する。